



# 人間ドックの利用助成の申請はお早めに!



◎申請書は、受診日の1ヵ月前(31日前)までに当組合へ提出してください

人間ドックを利用する際の助成事業は、毎年、1万人以上の方が利用されています。

助成を受けるためには、人間ドック利用承認の申請が必要となりますので、受診日の1ヵ月前(31日前)までに申請書が当組合へ届くように手続きを行ってください。

なお、人間ドック利用承認書の交付は随時行っていますので、人間ドックを予約した後は、速やかに申請をお願いします。

申請が遅れますと、受診日までに「人間ドック利用承認書」をお届けすることが困難となり、受診日を変更していただくこととなりますので注意してください。

また、次の事項にご留意いただき人間ドックの適正利用にご協力をお願いします。

※当組合ホームページにも、人間ドック助成事業について掲載していますので、ご参照ください。



## 申請手続きについて

### ●組合員およびその被扶養者の方

当組合ホームページ「申請書類一覧」から「人間ドック利用承認申請書」をダウンロードし、健診日の5週間前(35日前)までに共済事務担当課へ申請書を提出してください。

### ●任意継続組合員およびその被扶養者の方

当組合ホームページ「申請書類一覧」から「人間ドック利用承認申請書」をダウンロードし、直接当組合まで提出いただくか、当組合医療健康課健康増進係(TEL:029-301-1413)までご連絡ください。申請書を郵送しますので、直接当組合へ提出してください。

## <「特定健康診査受診券」の破棄について>

人間ドックの利用申請をされる40歳以上の被扶養者および任意継続組合員とその被扶養者の方は、当組合が交付した「特定健康診査受診券」を重複受診防止のため破棄してください。

## 「人間ドック利用承認書」の確認について

お手元に「人間ドック利用承認書」が届きましたら、予約内容(健診機関名・健診利用日・人間ドックの種類)をご確認ください。



## 受診日の変更またはキャンセルの場合

健診機関で受診日の変更またはキャンセルの手続きをした場合は、速やかに共済事務担当課または当組合医療健康課へ連絡してください。

また、すでに「人間ドック利用承認書」が届いている場合は、共済事務担当課をとおして当組合に戻してください。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413